注目！ 社会福祉法人の地域における公益的取組み

社会福祉法人の公益的活動……社会福祉法人は、高い公益性を持つ法人です。社会福祉法第24条第２項の規定に基づき、地域の福祉ニーズを踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献が求められています。

赤い羽根自動販売機の設置

このたび、法人施設様のご厚意により、赤い羽根自販機を設置いただき、その売り上げの一部を赤い羽根共同募金へ寄付いただくことになりました。



社会福祉法人 渓仁会 コミュニティホーム白石

（白石区本郷通３丁目南１）

社会福祉法人渓仁会　コミュニティーホーム白石（介護老人保健施設）様に、地域貢献の活動「赤い羽根共同募金の自販機設置」や地域の足としてデイサービスの空いている時間に移送車両提供等の相談をしたところ、ご快諾いただきました。飲料水自販機は、施設内に３台あり、ご利用者様やスタッフ様が日頃から使っており、飲料水を購入するだけで、一部が「地域を良くするしくみ」である赤い羽根共同募金に寄付され、地域貢献に参画いただいています。





山腰主任（広報担当）よりコメント

これから、施設の中でも職員やご利用者様に赤い羽根自販機のことを周知し、地域に貢献できたら良いなあと思っています。



白石かがやき園

（白石区平和通16丁目北３-45）

社会福祉法人 札親会 Satsuoyakai

白石かがやき園は、障がいのある方の生活介護事業をメインに、「はたらく」「たのしむ」「けんこう」を柱として、作品制作や健康活動などを行い、利用者の生活リズムの形成を図っています。今回、利用者やスタッフの方が普段使用している自販機を「赤い羽根自動販売機」として導入いただくことになりました。

岡本施設長よりコメント

赤い羽根共同募金への協力が施設の自販機を通じてできる。小さなことかもしれませんが、今回社協さんからお話をいただき、この取り組みを通じて少しでもお役に立てればと思います。

※赤い羽根自販機は、飲料メーカー等の協力により、飲料の購入を通じて寄付につながるしくみです。新たに設置することなく、既存の自販機を活用することができます。設置の希望・お問合せについては、本会（861-3700）までご連絡ください。